

DI-3rd

裁判長
認印

調書(決定)

事件の表示	令和2年(才)第1427号 令和2年(受)第1739号
決定日	令和3年1月29日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	岡村和美 菅野博之 三浦守一 草野耕一
当事者等	上告人兼申立人今井 被上告人兼相手方鈴木通 被上告人兼相手方小林時 被上告人兼相手方鈴木政 被上告人兼相手方石恵治子
原判決の表示	東京高等裁判所令和2年(ネ)第740号(令和2年9月2日判決)

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

令和3年1月29日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 萌出義信



(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

これは正本である。

令和3年1月29日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 萌出義

